

令和7年 西川町農業委員会第8回総会 議事録

1 開催日時 令和7年8月26日（火）10:10～10:40

2 開催場所 西川町役場 本庁舎 議場

3 出席委員及び欠席委員

出欠	議席	氏 名	出欠	議席	氏 名
○	1 番	●●●●	○	6 番	●●●●
○	2 番	●●●●	○	7 番	●●●●
○	3 番	●●●●	○	8 番	●●●●
○	4 番	●●●●	○	9 番	●●●●
○	5 番	●●●●	○	10 番	●●●●

4 会議事件説明のために出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長、事務局長補佐

5 総会に付議した案件名は次のとおりである。

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請書の処分について

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

議案第23号 非農地証明願の審議について

議案第24号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見書の提出について

6 会議のてん末は次のとおりである。

（午前10時10分 開会）

議 長 皆さん、ご苦労様です。

ただ今の出席委員は、10名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより「令和7年西川町農業委員会第8回総会」を開会いたします。

本日の会議は、既に配布しております総会議案書の議事日程により進めてまいります。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

3番 ●●委員、4番 ●●委員 を指名します。

議 長 日程第2 諸般の報告を行います。

去る8月1日、村山地方農業委員会連絡協議会通常総会が霞城セントラルで行われ出席しております。

以上、諸般の報告を終わります。

議 長 日程第 3 議案第 21 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書の処分について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読および説明を求めます。

事務局 (議案を朗読)

貸借権設定 1 件の申請がなされております。

申請番号 17 になりますが、住所が●●の●●が所有します大字大井沢●●外 2 筆の田。合計面積 5,072 m²を住所が●●の●●が使用貸借するものであります。事由は双方の合意。貸借期間は本日から 5 年間であります。場所につきましては第 3 条図面資料 1 頁の住宅地図をご覧ください。●●の黄色で示しております田になります。2 頁が地籍図。3 頁と 4 頁が現況写真であります。現地の確認につきましては 8 月 12 日 (火) 午後 2 時 00 分から地区担当委員と行っております。

議 長 ただ今、事務局説明がありましたが、これらについて質疑ありませんか。

(なしの声があり)

「なし」の声がありますので、質疑を終結し、採決します。

議案第 21 号を原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 4 議案第 22 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書の審議について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読および説明を求めます。

事務局 (議案を朗読)

1 件の申請がなされております。

申請番号 1 になりますが、住所が●●の●●が所有します大字沼山●●の地目が畑。面積 661 m²を住所が●●の●●が●●を防護するため施設北側の崖を安全勾配を有した法面に造成するため転用するものであります。申請事由であります、令和 5 年の豪雨により崩れた●●の北側の崖が更なる崩壊により被害を受ける危険性があることから申請地を含む一帯を法面に整備するため今回の申請になったものであります。申請地は第 2 種農地。売買価格は 10a あたり●●円であります。場所につきましては第 5 条図面資料 1 頁の住宅地図をご覧ください。●●の黄色で示しております畑になります。2 頁が地籍図。3 頁が利用計画図。4 頁が断面図。5 頁が現況写真であります。現地の確認につきましては 8 月 15 日 (金) 午前 9 時 00 分から地区担当委員と行っております。

議 長 次に、地区担当委員の意見を求めます。申請番号 1 につきまして 7 番、●●委員。

委 員 申請番号 1 につきまして、8 月 15 日（金）現地確認を行ってまいりました。申請理由は事務局の説明のとおりであります。申請地は崖の上にある畑であります。雨水は地下浸透方式でありますし周囲に農地はありませんので問題の発生は無いものと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま事務局の説明並びに地区担当委員から意見がありましたが、これらについて質疑ありませんか。

（なしの声があり）

「なし」の声がありますので、質疑を終結し、採決します。

議案第 22 号を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員、挙手）

全員賛成であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 5 議案第 23 号「非農地証明願の審議について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読および説明を求めます。

事務局 （議案を朗読）

1 件の申請がなされております。

申請番号 3 になりますが、住所が●●の●●が所有します大字岩根沢●●外 2 筆の田。合計面積 1,389 m²について現在は山林であるということで非農地証明願の提出がなされております。申請事由であります昭和 60 年頃に杉を植林し 39 年以上経過し今回の申請になったものであります。場所につきましては非農地証明願図面資料 1 頁の住宅地図をご覧ください。●●の黄色で示しております田になります。2 頁が地籍図。3 頁と 4 頁が現況写真であります。現地の確認につきましては 8 月 12 日（火）午前 9 時 00 分から地区担当委員と行っております。

議 長 次に、地区担当委員の意見を求めます。申請番号 3 につきまして 6 番、●●委員。

委 員 申請番号 3 につきまして、8 月 12 日（火）現地確認を行ってまいりました。申請理由は事務局の説明のとおりであります。申請地は杉林でありました。近隣の農地は山菜とソバの栽培ですので非農地としても新たな問題の発生は無いものと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま事務局の説明並びに地区担当委員から意見がありましたが、これらについて質疑ありませんか。

（なしの声があり）

「なし」の声がありますので、質疑を終結し、採決します。

議案第 23 号を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員、挙手）

全員賛成であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 6 議案第 24 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見書の提出について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読および説明を求めます。

事務局 （議案を朗読）

内容の説明につきましては全員協議会にてみどり共創課が行いましたので省略いたします。決議ののち意見書を町長に提出するものであります。

議 長 ただいま事務局の説明がありましたが、これらについて質疑ありませんか。

（なしの声があり）

「なし」の声がありますので、質疑を終結し、採決します。

議案第 24 号を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員、挙手）

全員賛成であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で、本日の総会に付議された案件の審議は全て終了しました。会議を閉じ、令和 7 年西川町農業委員会第 8 回総会を閉会します。ご苦勞様でした。

（午前 10 時 40 分 閉会）